平成２８年（フ）第６２号
群馬県前橋市岩神町４丁目６番７－404号、開始決定時の住所群馬県前橋市高花台１丁目22番地10
破産者　数納　篤紀
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１３１号
埼玉県本庄市見福２丁目14番14号　シェ・ドゥーブル203号室、住民票上の住所群馬県伊勢崎市大手町26番地４
破産者　栗原　佑起
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１４７号
群馬県前橋市笂井町866番地１
破産者　須田　淳子
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２４４号
群馬県佐波郡玉村町大字南玉1036番地14
破産者　蜂須賀直子
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２７号
沖縄県宜野湾市我如古４丁目13番５－303号与那原アパート
破産者　松田　　一
1　決定年月日　平成28年12月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第２０号
宮城県気仙沼市上東側根209番地
破産者　小松　利夫
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２７年（フ）第４０１号
岐阜県各務原市前渡西町1493番地２
破産者　丹羽　一廣
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４０２号
岐阜県各務原市前渡西町1493番地２
破産者　丹羽　妙美
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１８８号
岐阜市今嶺２丁目７番24号、前住所岐阜市芥見影山２丁目77番地４
破産者　アモーレみやこと　宮崎　吉次
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第２６号
富山県高岡市能町1346番地１（開始決定時の住所　岐阜県下呂市森2719番地７　水鳳園エガノハウス102号室）
破産者　タマヤＬＣ企画こと　玉舎　正人
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
岐阜県高山市下岡本町1226番地３
破産者　青木由起男
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２８年（フ）第２３号
岐阜県高山市国府町広瀬町886番地９
破産者　川畑　孝司
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第４９４９号
大阪市浪速区湊町２－２－40　ロイヤルパークなんば906号室、開始決定時大阪市東住吉区山坂１丁目３番11号
破産者　平野　　満
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１４９号
大阪市福島区鷺洲３丁目４番18－703号
破産者　細川　浩二
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４２６号
大阪市北区中崎１丁目10番12－303号
破産者　沖　　巌
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７１１号
大阪市住吉区東粉浜１丁目２番２号
破産者　吉原二二夫
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７３４号
大阪府守口市寺方本通３丁目７番４号　102
破産者　中村　　正
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１８５号
大阪府豊中市寺内２丁目12番17－105号
破産者　太田　　隆
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８２８号
大阪府東大阪市大蓮南３丁目６番23号　パークハイム久宝寺　307号
破産者　冨田　　悟
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３８２９号
大阪府東大阪市大蓮南３丁目６番23号　パークハイム久宝寺　307号
破産者　冨田　和子（旧姓柴田）
1　決定年月日　平成28年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部